

20/11/27 名古屋市議会本会議 文字起こし（名古屋城部分）

名古屋市民オンブズマンによる、半自動文字起こしアプリによる文字起こし

議長：休憩前に引き続き会議を開きます。

第130号議案をはじめ16件を一括議題と供し、質疑並びに質問を、続行いたします。

次に、浅井正仁くんにお許しいたします。浅井正仁くん。

浅井正仁（自民）：それでは議長のお許しをいただきましたので、通告に通告に従い、順次質問したいと思いますが、2番の市役所におけるデジタルにてデジタル化に向けた体制強化については、割愛させていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

続いて特別史跡名古屋城の文化保護に対する姿勢と、天守閣木造復元についてであります。

文化財保護法第33条、「重要文化財の全部または一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、もしくは盗み取られたときは、所有者は、文部科学省の定める事項を記載した書面を持ってその事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届けなければならない。」と記載があります。

プルプルプル。あっ電話だ。はい。浅井です。

11月3日文化の日午後5時頃、私の携帯が鳴りました。

電話は名古屋城の石垣の毀損を隠蔽しているという情報提供でありました。

私はこのテーマの内容が全く信用できませんでした。

なぜなら、今年の3月前代未聞の文化財毀損事故が発生した際、観光文化交流局長さんが胸を張って確実な再発防止策を作ると答弁したからです。

そのような隠蔽をするはずがないと思ったからです。しかし念のために私はある方を通じて11月6日に名古屋城の担当者に新たな毀損がありましたかと聞いていただきました。

名古屋城の担当者は心当たりはありませんと返事はしたものの、少し前にモルタルが落ちたことはありましたと意味深なことを告げられたそうです。

私も少し気になったので私も名古屋城の担当者呼んで直接毀損はありませんよねっと確認いたしました。

そしたら少し前に、石垣に充填してあったモルタルが落ちたということがあり、文化財保護室に報告したが、文化庁に毀損届けを出したかどうかは、今は把握していないという返事をいただきました。

11月13日に教育委員会に、毀損の経緯と内容をメールで送っていただきました。

そこには文化財保護室から毀損届けを出すよう指示と書かれていましたので、電話で毀損届について尋ねてみると、毀損事故が発生した翌日の10月15日には名古屋城

に対して毀損届けの提出を指示したけど、レスポンスが悪く、8回程度の催促をしているとのことでした。

ではここで、パネルを見ていただきたいと思います。

このパネルにあるように、調査時にモルタルが落下した毀損事故は10月の14日。こちらです。

しかしよく見ていただきたい。文化庁に電話で一報を入れたのが、11月の16日。そして毀損届を文化庁に郵送したのが11月の17日となっております。

明らかにこれは10日を過ぎています。

前代未聞と言われた毀損事故の際には、事故が起こった後速やかに文化庁に一報を入れ、10日以内に毀損届けを出しているにも関わらず、今回のこの毀損に関しては1ヶ月経っても、毀損届けも、そして電話1本も入れていませんでした。

再発防止策を作ってもまだ3ヶ月経ってないのになぜこのようなことが起きたのでしょうか。さらに、11月18日に名古屋と文化財保護室長でない方を呼び、話を聞くと、新たな毀損事故が発生した翌週以降、毀損に関する会議が10月の20日、そして10月の22日は全体整備検討会議で、そして10月16日には、議会による監査という項目もありました。

そしてなんと11月の4日には、わざわざ新幹線にまで行って文化庁に行っています。なぜ、これだけ報告する機会があったのに報告しなかったのでしょうか。

そして、さらに耳を疑ったのは、他に毀損がないのかと尋ねたら、実は10月の9日ごろにも石垣そのものの劣化による、劣化により崩れるという毀損があったと言いました。

当然毀損届けは提出されていません。

最初に文化財の毀損があったのかと聞いたときに、なぜ名古屋城と保護室長は文化財がないから大したことないと思っているモルタルを教え、本物の石垣が毀損したことを言わなかったのか。通常であれば、モルタルよりも、本物の石垣の毀損を報告するのが普通だと思います。

これは私に対しての隠蔽なのかも知れません。

なお、新たな毀損があったことを、教育長は文化財保護室長がすでに11月11日に申達書を作っているにもかかわらず、11月16日まで全く知らなかったし、市長に至ってはさらに遅い。

11月の19日、知っていたのはその時点では観光文化交流局長だけでした。前回の前代未聞の文化財毀損が発生した際、我が党の伊神議員が、犯罪とまで声を荒げて指摘した毀損を再び起こしたにも関わらず、市長も教育長も一ヶ月以上全く知らされていなかったことは、組織として大きな問題だと思います。

そこで所管副市長である広沢副市長にお尋ねしますが、あなたはいつ、誰から、この新たな既存事故のことを聞いたのかお答えください。

次に、文化庁に提出する市長名の毀損届ですが、その日付が問題です。

先ほど市長が報告を受けたのは19日だと言いましたが、既存届の日付は、なんと10日も早い11月の10日の日付となっています。

もちろん、この既存届は文化財保護室には10日に提出されていましたが、文化庁に毀損届を提出するに当たって、申達書を作成すべき教育長は、文化財保護室長から11月の16日まで報告をもらえず、さらに市長は提出したことすら知らなかったこととなります。そしてこれが名古屋城が作成した顛末書です。

全く見えないと思いますが、これが、この顛末書というのが毀損届。

そしてその10日を過ぎた後に出す顛末書でございます。その中になぜ、毀損届の遅延の要因というところがあります。そこには複数の課室に渡るやりとりの中で、手間取ったことにより届け出の法定期限を遵守することができなかったとあります。

どんだけの過失があったのかと思って調べていただきました。この黒塗り、たったの2回のメールです。たったの2回のメールで、そしてこの書類、そしてこの顛末書と一緒につける、なんだった。なんかねえかな。

毀損届、毀損届はたったの7枚です。

1枚は表紙、あとの3枚は経緯、そして後の4枚は写真と一図です。

そんだけの資料に1ヶ月もかかるんでしょうか。

何かあると思うのは私だけでしょうか。

そしてこの顛末書には再発防止策の再発防止策とありますね。

3月6日に再発防止策を出した。

そして、ここにも再発防止策があります。これに対して対策として届け出の法定期間の趣旨を全職員が十分理解するよう教育を徹底しと書いてあります。

ね、これを文化庁がいただいて、名古屋市は何なんだと。今から教育するのかと。どんな感想を文化庁は得るんでしょうか。

そして、さらに不思議なのは毀損届の日付が11月の10日なのに、顛末書の日付が11月の16日になっていることです。

本来法定期間の10日を過ぎて毀損届を提出する場合は顛末書を添付して、文化庁に提出する必要があるため、同時期に作成するはずですが。

同時に作成していれば、少なくとも11月の10日には文化庁に提出できたのに今回はなぜ1週間も間が空いたのか、この空白の1週間には何の意味があるんでしょうか。

観光文化交流局の職員は、毀損届、顛末書という順番で作成するとか言っていたのですが、台風による毀損については、毀損届と顛末書は、同じ11月の16日に作成されています。

そして、この日付は私がモルタルの落下を指摘したときより後に作成されています。もしかしたら私に指摘されて、慌てて毀損届けと顛末書を作成したと思ってもなりません。

いずれにしても今回の文化財毀損に対する対応は謎ばかりです。

何が原因で隠蔽と疑われる対応になったのか、怠慢だったのか、誰が恣意的に判断したのか、明確に調査すべきだと考えますが、広沢副市長に責任のある答弁を求めます。次に天守閣を木造で復元する場合の基本的な考え方について確認したいと思います。一口に復元と言いますが、文化庁の基準には復元と復元的整備という二つの考えがあります。名古屋城の天守閣を木造するに当たってもこの基準に沿って検討する必要があることはいうまでもありませんが、果たして今の名古屋市の検討内容がこうした基準に合っているのか疑問です。まず復元の基準を見ると、当時の規模、構造、形式等により遺跡の真上に当該建築物その他の工作物を再現するとされています。

市長が木造復元を始めた頃は史実に忠実に、内部構造を変えずに、人が背負って登る方法などでバリアフリーを考えていたので、いわゆる復元を念頭に置いていたと感じられました。

一方、復元的整備とは、規模や構造など、史実の一部を変更したり、当時の資料が残っていない部分を推定して再現できるという基準になります。

現状を見る限り、一年半前から築造当時と違う基礎構造や史実と違う地下構造や意匠を変更してのバリアフリーの導入が検討されていますので、これは文化庁の基準で言う復元的整備だと思います。

現体制になって復元的整備に方針を変えたのか、いやいや違う、市長この復元的、そして復元的整備というものは、有識者や文化庁が決めることではなく地方の市町が決めることです。

ですからここは市長にどちらでいくのか市長さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

議長：河村市長

河村市長：はい私にはこの復元か復元的整備かということでございますけど、これはもう当たり前前の当たり前ですけど、復元しか考えておりません。

これはまずなぜかっちゅうと、名古屋城というのは国宝1号のお城でございましてですねこれ。

豊富な資料が揃ってると。復元的今言われたけど、復元的整備の場合は学術的な調査を尽くしても、資料が十分に揃わない場合、これを復元的整備というございまして名古屋城ほどこれだけの資料がそろったのはありません。

それと、これもよう言ってますけど、建築基準法の除外規定のコンメンタール。

あそこにですね、なぜ文化財を私達は残すんだと言う、あのくだりがあります。

そこにどう書いてあるかという、これはやっぱり任務だからだと。

いう事で今現にこの名古屋の皆さんと一緒に生きる私らからすると、この国宝1号、法隆寺以来の最高の木造建築物がある。

これNHKで麓先生がいっぱいテレビで言われましたけど。

そういう建物を残してあと法隆寺だと1400年。

あと1000年は少なくとも次の世代に引き継いでいくと、戦争がないようにせないかんですけどねこのためには、そういうのは私らの任務だと考えておりました、それはこのいわゆるこの戦後、コンクリで作ったお城結構ありますけどそん中でただ一つのこんだけ資料が揃ったお城、その先人の人に感謝せないかんですこれ、よう残してくれたと。

金城温故録とかです、たくさんありますけどこれはそういうことでございますのでこれは復元ということやってきます。

広沢副市長：名古屋城の毀損について私が知った時期と、事実関係の調査についてお尋ねをいただきました。

今回の毀損事故につきましては、顛末書にも記載してございますが、文化財保護法に定める事故発生から10日以内という届出期間を大幅に過ぎてからの文化庁への報告となりましたことを、まずもって深くお詫び申し上げます。

私がいつ誰から聞いたかについてでございますが私が本件を認識いたしましたのは、11月19日午後に浅井議員からお電話でお聞きしたのが最初でございます。

次に観光文化交流局と教育委員会の間のやりとりでございますが、議員ご指摘のように緊密とは言い難い実態、毀損届だけでなく、顛末書のやりとりも含めて事実関係を確かめる必要があると考えております。

大変申し訳ございませんが、私自身、1週間ほど前に浅井議員からお聞きするまで本件の存在を把握しておりませんでした。

その後観光文化交流局の職員からヒアリングを行いました、まだ全容を把握できておらず疑問な点多々あろうと残っておりますので、本日ここで全てを明確にお答えすることはできません。

文化財保護法に定める届出期間を守れなかったことを重く受け止め、事実関係を含めて詳細に調査し、改めるべき点があれば速やかに改善するよう観光文化交流局、教育委員会に対して指示してまいりたいと存じます。

以上です。

議長：浅井正仁君

浅井正仁（自民）：それぞれ答弁ありがとうございました。

続きまして名古屋城の方向かさしていただきます。市長さん。市長さんどうですか。さっきの質問を聞いて、本当に今の体制で木造復元が前に進むと、思いでしょうか。11日、保護室長は先の毀損とは大分状況が違うと思うと、私に述べられました。ね。文化財保護室長がですよ、私は毀損に大きいも小さいもないと思う。先の毀損の反省がみじんも感じられない。こんな状態ではそのうち名古屋市に文化財の管理は任せられないと。文化庁から言われるかもしれない、とても不安です。

市長は今回の毀損について、モルタルが文化財でないとか、大したことはないのに騒いでいるだけという報告を受けているかもしれません。

でもね市長、文化財かどうか、毀損届の提出が必要かどうか微妙な場合は文化庁も詳細を聞いてから最終的に提出が必要かどうか判断するんです。しかし今回は文化財保護室長が1ヶ月も経ってから文化庁に毀損届を提出しますと報告した際に文化庁から承知したとだけ言われたらしいです。文化財の毀損でなかったら文化庁は通常、日常管理で処理しておいてくれと言いますよ。

まだ問題はね、わずか8センチのモルタルが文化財かどうかそんな小さいことではありません。

現在の天守閣の再建時に石垣の表面だけでなく、裏側からも大量に充填されたモルタルの一部が落下したことが問題であり、また雨が降った経路で崩れる劣化の激しい石垣があることも脅威です。

こうしたことが明るみに出れば、文化庁や石垣部会からも大量に充填されたモルタルの調査の必要性や石垣の保全の際のモルタルの取り扱いや石垣の劣化の程度が話題となり、今後のスケジュールにもスケジュールにも大きく大きく、私は影響すると思います。万スケジュールが遅れないように毀損を隠蔽したとしたら、市長に本質的な問題を伝えないまま、すべての責任を市長が負うことになってしまいます。

本当に大丈夫でしょうか。私は心配で心配でたまりません。

市長は以前、切腹するぐらいの覚悟を持って木造復元を進めると言われたことがありますが、今の体制では何かあったときには切腹するのは、市長さんだけですよ。

それでは広沢副市長、それから、広沢副市長さん1週間かかってあの程度の調査しかできないんですか。

例えば今回2件の毀損事故で、毀損届けと顛末書はそれぞれ2通ずつあるわけですから、11月の10日にモルタル落下の毀損届を作成してから6日後にしか顛末書が作成できなかったことについて、観光文化交流局の職員から毀損届、顛末書の順番で作成すると説明を受けましたが、私が調べてみると、台風による毀損では同日に作成され、顛末書と既存届けの順番が逆でした。

こういう矛盾点を指摘できる。私の調査能力の方が数段まさってると思います。私はちゃんと担当者に会って調査するといった、薄っぺらい経緯をもらって調査じゃないですよ、疑問があると答弁したからには自分で考えて、広沢副市長には行動していただきたいと思う。

次の木造復元の考え方ですが、市長は復元と言ってますが、名古屋城の担当者は今の検討内容は文化庁の基準で言う復元でもなく復元的整備でもない、いわば間になるけど、文化庁とすりあわせたことはないと言っていました。最後に観光文化交流局長さんに言わさしていただきます。

市民の大切な税金を使って議会との付帯決議を無視して100億の木材を買ってしまった状態で木造復元を進めているという自覚をお持ちいただきたい。

5月の文化審議会を死守するといった発言が職員にどれだけプレッシャーになっているのか考えていただきたい。名古屋城の職員が先の見えない迷走と想像できない業務量に皆疲れ切ってます。

あなたが5月の文化審議会において解体申請を取り下げるきっかけにしたいと考えていることは手に取るように私はわかりますが、解体申請の取り下げは今でもできます。

早急に解体申請を取り下げて必要な書類が整った後に解体申請と復元申請をセットにして、文化審議会に議題を提出すべきです。

審議会からの宿題を中途半端な報告書で、審議会にかけてもらってもらおうつもりなら、前回と同様の結果になります。

私は5月の審議会にこだわらず、まず局長がやることは、実績の学芸員さんを増やしてこういった黒い影を払拭し、信頼できる。体制を整えることだと言ってそしてそれが何よりも木造復元の近道だといって私の質問を終わらせていただきます。